

報道関係者各位

令和8年3月5日

## 入札参加停止措置について

- ・業者名 (所在地) 株式会社トーニチコンサルタント  
東京都渋谷区本町一丁目13番3号
- ・停止期間 令和8年3月6日～令和8年7月20日
- ・停止措置の理由 上記の者は、特定地方公共団体等が発注する特定跨線橋点検等業務の入札等において、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたことについて、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

### ○舞鶴市入札参加停止に関する要綱

#### (入札参加停止等)

第3条 市長は、有資格者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、それぞれ当該措置要件の区分に応じて別表第1又は別表第2に定める期間、有資格者に対し入札参加停止を行うものとする。

#### (入札参加停止の期間の特例)

第5条 有資格者が1の事案により別表第1又は別表第2に掲げる措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間のうち最も長いものをもって入札参加停止の期間とする。

3 有資格者が別表第2の4の項に規定する措置要件に該当することとなった場合において課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときにおける入札参加停止の期間は、同項に定める期間の2分の1の期間とする。

#### 別表第2(第3条、第5条関係)

#### 贈賄、不正行為等に基づく停止基準

措 置 要 件	期 間
4 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1号の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	(2) 公正取引委員会による排除措置命令、課徴金納付命令又は違反の認定があったとき。 ウ 府外工事等における違反 9月

